

騒音規制法による地域の指定

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域は、小平市の区域とし、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、小平市役所環境部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

小平市長 小林 正 則